

ごみ出しのルールを守りましょう!!



○家庭系ごみ

- ・正しく分別してください。
- ・収集日を守ってください。
- ・収集日当日の午前7時から8時の間に、各町内会の決められたごみ集積所に出してください。
- ・家庭系燃えるごみは、透明または半透明のごみ袋に「家庭系燃えるごみ処理券」を貼付し、袋の口はしっかり結んでください。(他市町の指定袋は使用しないでください。)

◎分別の詳しい内容は、「笠松町家庭ごみハンドブック」をご覧ください。(「笠松町家庭ごみハンドブック」と「家庭系燃えるごみ処理券」は、役場環境経済課・松枝公民館・総合会館の各窓口で配布しています。)

○事業系ごみ

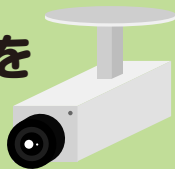
- ・法律の規定により事業者の責任で適正に処理することになっています。
- ・産業廃棄物以外のごみは、ご自身でごみ積替施設へ直接搬入するか、町の許可業者に依頼(有料)することができます。
(家庭系ごみ集積所には出すことができません。)

ごみ積替施設への直接搬入

ご自身でごみ積替施設に搬入される場合は、あらかじめ環境経済課で許可証を受ける手続きが必要です。

- 1 搬入先 高島衛生工業(有) (岐南町平成6丁目110番地) ☎248-0089
- 2 搬入曜日・時間
水曜日・土曜日 午前9時～正午、午後1時～3時
- 3 搬入条件
 - ・搬入できるごみ:長さ30センチ以内、厚さ(直径)3センチ以内の燃えるごみ
 - ・上限は1日につき1車に限り、200kgまで
 - ・透明または半透明の袋に入れてあること
 - ・搬入に使用できる車両:普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、軽自動車
- 4 2と3の搬入条件をすべて満たす場合は無料

不法投棄監視カメラを貸出しています



不法投棄の多発する道路やごみのステーションなどを対象に、不法投棄の原因者の把握や不法投棄未然防止のため、移設式不法投棄監視カメラを貸出しします。

- ・貸出対象者
町内会または地域団体
- ・貸出期間
一か月単位を基本とします。



違法な
不用品回収業者に
ご注意ください!



家庭から出るごみは「一般廃棄物」です。一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、廃棄物処理法に基づく市町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。安易に無料回収業者にごみを出すことは、環境汚染や不法投棄につながります。町の決められた収集日に出すなど適切に処分しましょう。

【問合先】環境経済課 ☎388-1114